

## 2 障がい児通所支援の人員・設備基準等について

### (1)設備基準

構造は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等、障がい児の保健衛生及び防災に配慮されていること。(P16～のサービス別の「設備基準」・P27Q&Aも必ず参照してください。)

### (2)人員基準

※ 管理者以外の方については、資格証や実務経験証明書などの資格要件が確認できる書類の提出が必要です。

#### ◎ 管理者(施設長)

責 務	①事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ②事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
従事要件	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。

#### ◎ 児童発達支援管理責任者

配 置 数	・常勤1人以上
資 格 要 件	P23～【児童発達支援管理責任者要件について】を参照 (P26「Q&A」も参照)
業 務	① 通所支援計画の作成に関すること。 ・障がい児について適切な方法によりアセスメントを行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を加え、通所支援計画の原案を作成。 ・通所支援計画の作成に係る会議を開催し、通所支援計画の原案に対する意見を聴取。 ・作成した通所支援計画を保護者に説明、交付。 ・通所支援計画の実施状況を把握し(モニタリング)、6月に1回以上見直しを実施。 ② 障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障がい児又は保護者に対し、必要な助言その他の援助を行うこと。 ③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

#### ◎ 保育士

<b>資 格 要 件</b>
保育士証保有者 ( 保育士登録の手続きを行い、保育士証の交付を受けている者。(保育士証の提出必須) )

##### ※ 保母資格証明書の場合

児童福祉法の改正により、「保育士」として勤務するためには保育士登録の手続きを行い、保育士証の交付を受けることが必要です。

保育士証の交付までは「児童指導員」又は「その他の従業者」としての勤務となり、「保育士」としての勤務はできません。(※保育士登録から保育士証の交付までは相当期間(約2ヶ月程度)を要します。)

##### ※ 保育士登録済通知書の場合

当該登録済通知書を保育士証に替えることができます。ただし、当該登録済通知書の有効期限日までに保育士証を提出してください。

##### ※ 保育士合格通知書の場合

児童福祉法の改正により、「保育士」として勤務するためには保育士登録の手続きを行い、保育士証の交付を受けることが必要です。

配置日までに保育士証を提出してください。(保育士証の登録日が配置日以前であることが必要です。)

#### ◎ 看護職員

<b>資 格 要 件</b>
保健師、助産師、看護師、准看護師

◎ **児童指導員**

資格要件
<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>② <b>社会福祉士</b>の資格を有する者</p> <p>③ <b>精神保健福祉士</b>の資格を有する者</p> <p>④ 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)の学部で、<b>社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科</b>又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程修了者は含まない)</p> <p>⑤ 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)の学部で、<b>社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</b></p> <p>⑥ 学校教育法の規定による大学院において、<b>社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科</b>又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑦ 外国の大学において、<b>社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科</b>又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑧ 学校教育法の規定による<b>高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者</b>、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格者を含む)であって、<b>2年以上児童福祉事業(下記※)に従事した</b>もの</p> <p>⑨ 学校教育法の規定により、<b>幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭</b>となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>【!】 教員免許の種類について、第一種・第二種・専修や、教科は問いません。(養護教諭は含まない)</p> <p>【!】 資格を有する者とは、免許状保有者のことです。(教員免許の更新の有無は問わない)</p> <p>⑩ <b>3年以上児童福祉事業(下記※)に従事した者</b>であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>【!】 ④～⑦の「これらに相当する課程を修めて卒業した者」とする場合は、履修単位等がわかる成績証明書等をメール又はFAXにて事前に提出・確認をお願いします。(提出先はてびきトップページに記載)</p> <p>【!】 ⑧・⑩のうち、従事した経験を証明するための「<b>実務経験証明書</b>」の作成・提出が必要です。(下部★も参照)</p>
<p><b>※ 児童福祉事業とは？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設(旧情緒障害児短期治療施設)、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター)</li> <li>・同法第12条の児童相談所における事業</li> <li>・同法第6条の2の2に規定する事業(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援事業)</li> <li>・同法第6条の3に規定する事業(児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業(※)、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業(※)、病児保育事業(※)及び子育て援助活動支援事業)(認可外保育園は(※)の各事業に準じるものとして可)</li> </ul> <p>【!】 各市町村等が行う「留守家庭児童」への対策事業(放課後児童クラブ等)は、事前に各市町村・教育委員会等に、当該事業が【児童福祉事業】に含まれるかの確認をし、実務経験証明書にも事業名の記載を依頼してください。</p>

※実際に業務に従事した日数は、1年あたり**180日以上**とする。(業務内容は直接支援業務に限る。)

(例) 実務経験2年…従事期間2年以上かつ、従事した実日数360日以上が必要

(1年あたり90日の従事日数でも、2年以上の期間(90日×4年)で、合計360日以上となれば可)

実務経験3年…従事期間3年以上かつ、従事した実日数540日以上が必要

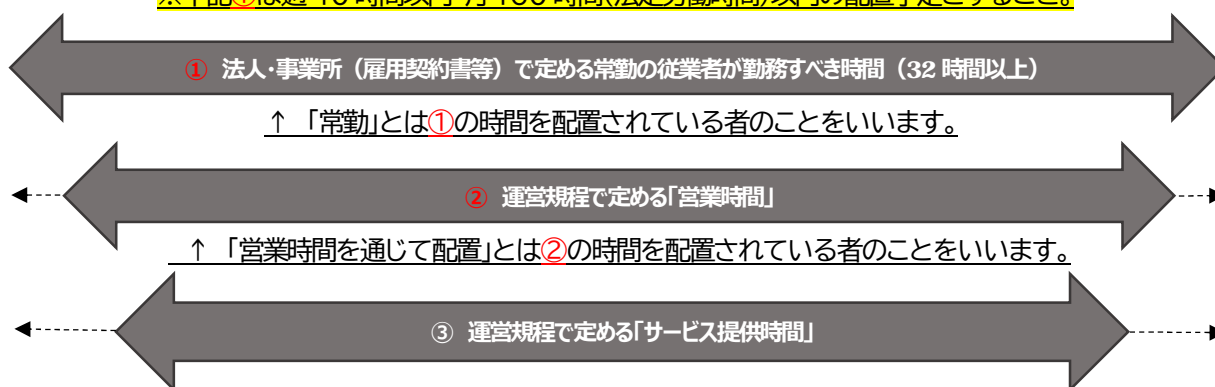
(1年あたり240日の従事日数が2年6か月(600日)ある場合でも、3年以上の従事期間は必要)

◎ **機能訓練担当職員**

業務	指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。
<b>資格要件</b>	
<p>【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員(※)】                  (主に重症心身障がい児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができます。)                  (※)心理指導担当職員とは次の①及び②いずれも満たす者をいいます。                  ① 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程修了者は含まない)                  ② 個人及び集団心理療法の技術を有する者                  (上記の心理に関する専門的な技術をもって実施する企業等での個別相談の経験や、講習や講義の開催(講師としての)経験を、在籍(実施)していた企業等が発行する証明書(様式は問いません。)により確認します。)  <b>▲ 大学・大学院にて、心理学関係科目の履修・単位取得証明書の提出のみでは認められません。</b></p> <p>★ 臨床心理士(認定資格)、公認心理師(国家資格)の資格を有する者は、上記①及び②を満たす者とします。</p>	

(3)配置基準

※下記①は週40時間以内・月160時間(法定労働時間)以内の配置予定とすること。



【用語の定義】(基準省令第2条、解釈通知第二の2関係)

A.「常勤」(上記①)

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。以下同じ。)に達していることをいう。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(多機能型)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

※「母性健康管理措置」又は「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

※人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が「産前産後休業」、「母性健康管理措置」、「育児休業」、「介護休業」又は「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

B.「常勤換算」(上記①)

事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤(A)の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算することをいう。

※「母性健康管理措置」又は「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

C.「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」(上記②)

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該支援以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。